令和５年度第５回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会、令和５年度化学物質審議会第１回安全対策部会、第 237 回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会

令和５年９月１５日	資料１－４

リスク評価（一次）評価Ⅱにおける テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドの評価結果について（人健康影響）（案）

令和５年９月
厚生労働省
経済産業省
環境省

＜評価結果及び今後の対応について＞

〇テトラメチルアンモニウム＝ヒドロキシドについて、人健康影響に係る有害性評価として、既存の有害性データから生殖発生毒性の有害性評価値を導出し、暴露評価として化審法の届出情報に基づく予測環境中濃度を計算、環境モニタリングによる実測濃度を収集し、摂取量の推計を行った。リスク評価としてこれらを比較した結果、摂取量が有害性評価値を超えた地点は限られていた[1]。また、化審法の届出製造・輸入数量は平成 27 年度以降令和 2 年度までほぼ横ばいである。

〇このことから、現在得られる情報・知見の範囲では、現状の取扱い及び排出の状況が継続しても、本物質による環境の汚染により広範な地域での人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるとは認められないと考えられる。

〇上記の結果及び生態影響においても優先評価化学物質相当ではないと判定されていることから、化審法第 11 条第 2 項二に基づき優先評価化学物質の指定の取消しを行い、一般化学物質として製造・輸入数量等を把握することとする。

[1] 様々な排出源の影響を含めた暴露シナリオによるリスク推計では、3,705 地点中 1 地点においてハザード比（HQ）が 1 を超えた。